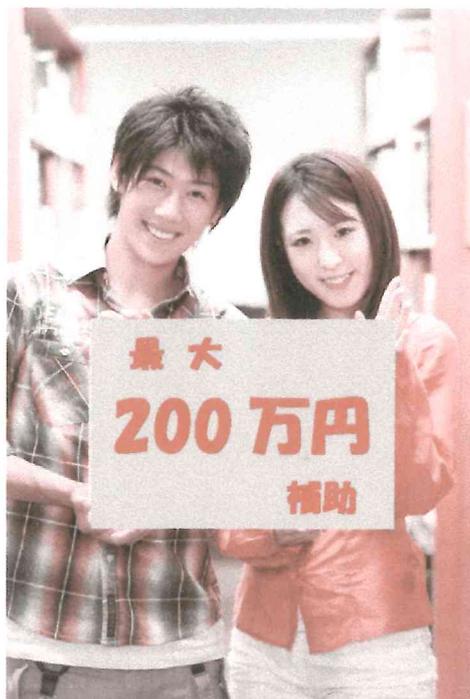


小規模事業者持続化補助金のご案内

公募開始	平成30年 8月21日(火)
第1次受付締切	平成30年 9月 7日(金)「最終日当日消印有効」
第2次受付締切	平成30年10月 5日(金)「最終日当日消印有効」



被災地域販路開拓事業 小規模事業者持続化補助金

平成30年7月豪雨により、事業用資産に損壊等の直接被害が生じた、もしくは、売上減の間接被害が生じた、当該災害にかかる災害救助法適用市町村に所在する小規模事業者が、事業再建にあたって行う販路開拓の取組を行うため、それに要する経費の一部を補助するものです。対象経費の3分の2以内で最大200万円を国が補助する制度です。

※この補助金は、平成30年7月豪雨により直接被害または売上減の間接被害を受けられた小規模事業者

申請窓口：日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 電話：03-6447-1691

URL:<http://h3007.jizokukahojokin.info/>

申請書類は本補助金ホームページよりダウンロードして上記申請窓口へ郵送してください。本補助金の申請には庄原商工会議所の指導した事を証明する確認書の添付が必要です。申請をお考えの方は、まず庄原商工会議所までご連絡ください。

◆補助対象となり得る取り組み事例は！

- ①販促用チラシ作成、配布
- ②販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ③商談会、見本市への出店
- ④店舗改装（小売店の「陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む）
- ⑤商品パッケージ（包装）の改良
- ⑥ネット販売システムの構築など

◆補助を使った取り組み例は！

- ①広告宣伝
 - ・新たな顧客層の取込を狙ったチラシ
- ②集客力を高めるための店舗改装
 - ・飲食店が和式トイレを洋式トイレに改装
 - ・座敷を掘りごたつにするなどによる集客拡大
- ③商品パッケージや包装紙の工夫、変更
 - ・古くなった商品パッケージのデザインを一新など